

三重県犯罪被害者等 再提訴費用助成金制度

再提訴費用助成金制度とは

犯罪被害者やそのご家族が、加害者に対して犯罪被害に関する損害賠償を命じる債務名義を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の時効更新手続き※1に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図るための助成金を交付します。

※1 訴えの提起等により確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって請求権が確定するものの他、時効更新のための折衝も含まれます。

助成対象について

対象となる犯罪被害	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為 (令和6年4月1日以降の再提訴(過失犯を除く)に限ります)
対象となる方	次のいずれにも該当している方 ○犯罪行為により死亡又は重傷病や精神疾患※2を負ったことに対する損害賠償請求を命じる債務名義について、再提訴等の消滅時効の更新手続きを行った者 ○時効更新手続きを行った日において県内に住所を有している者
対象費用	時効更新に要した費用のうち (1) 裁判所に対して支払う手数料等(上限33万円) (2) 委任した弁護士に対して支払う費用(上限33万円)
対象とならない場合	○助成対象費用について、国、他の地方公共団体その他の者から助成を受けた場合 ○犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があった場合 ○犯罪被害者及び申請者が、暴力団員である場合のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった場合 ○犯罪被害者及び申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合
給付決定の取消し・返還	○給付決定後、給付を受ける資格がないと判明した時 ○偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認められた時 ○給付決定後に加害者から助成対象費用の弁償を受けた時
申請期限	再提訴による確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって請求権が確定した日の翌日から5年以内
申請書類	申請様式及び添付資料については、詳しくは三重県ホームページをご確認ください
申請方法	下記担当窓口に郵送または直接ご持参ください

※2 【重傷病】 療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの
【精神療養】 殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐および人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む)により療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの

三重県犯罪被害者等再提訴費用助成制度の詳細については、下記担当窓口までお問い合わせください

【担当窓口】 三重県環境生活部 暮らし・交通安全課
〒514-8570 津市広明町13番地 TEL 059-224-2664